

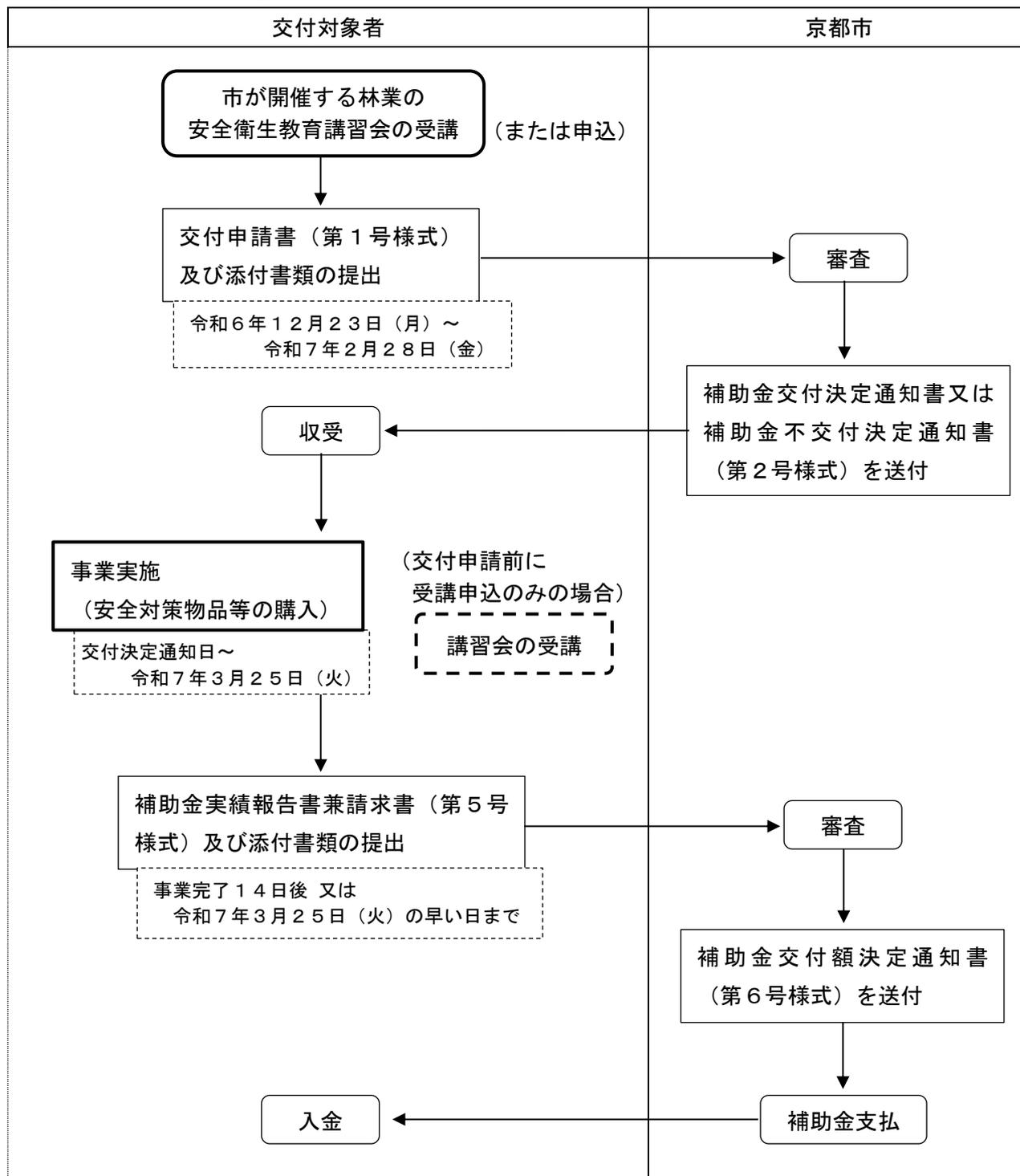
林業の担い手育成・確保対策事業補助金 募集要項

1 事業の趣旨

森林管理による事故の未然防止対策を強化することにより、林業に携わる担い手の確保を図るため、安全対策物品や機械器具の購入を支援します。

2 補助事業の流れ

補助事業の流れは、次図を参照してください。



3 対象者

本事業の交付対象者は、下表に掲げる者です。

(1) 京都市が主催する林業の安全衛生教育に関する講習会を受講した者又は受講しようとする者で(a)～(c)のいずれかに該当する者	
(a) 森林所有者 …	森林法第5条に規定する地域森林計画の京都市内対象森林を所有する者で自ら森林管理を志す者
(b) 森林管理者 …	森林所有者から森林の経営又は管理の委託を受けた者
(c) 林業従事者 …	京都市内における素材生産又は造林・保育等の林業生産活動に従事する、一人親方（個人で請負業を営むものをいい、京都市内に居住するものに限る。）並びに京都市内に事業所を有する林業事業体に属し林業の現場に従事する者
(2) 林業事業体	
京都市が主催する林業の安全衛生教育に関する講習会を受講した林業従事者又は受講しようする林業従事者が所属する林業事業体で、当該林業従事者分の補助金を申請する場合に限る。	

※交付対象者であることを証明する書類（⇒P.3 「7 申請手続（提出書類、受付期間、提出方法）」）を提出いただく必要があります。

4 補助事業及び補助対象期間

- (1) 補助金の交付を受けるためには、補助金交付申請書（第1号様式）を提出し、交付決定を受ける必要があります。
- (2) 補助対象期間は、交付決定通知日から令和7年3月25日（火）までです。
- (3) 交付決定通知日前に着手した事業は補助対象になりません。

5 補助対象経費等

補助対象経費

補助の対象となるのは、下表に掲げる安全対策物品等の購入費です。

分類	品目
安全対策物品	チェーンソー防護ズボン、チェーンソー防護チャップス、チェーンソー防護ブーツ 安全靴、安全長靴、安全地下足袋 林業用ヘルメット（メッシュバイザーもしくは防災面、イヤーマフが一体となっているもの）、メッシュバイザー、防災面、イヤーマフ、耳栓 林業用ジャケット、林業用手袋 かかり木処理器具、呼子、小型無線機 熱中症対策及び防寒用品、虫害・獣害対策、救急用品 その他安全性向上に資する用品

機械器具	チェーンソー（チェーンソー目立て工具含む） 刈払機
------	------------------------------

※受講者1名につき同一品目1個の購入に限ります。

※10万円以上の機械、器具を購入する場合は、価格比較による事業費の低減に努めることとし、複数の業者から徴収した見積書等の比較により契約決定された価格を補助対象経費とします（やむを得ない事情により複数の業者から見積書等を徴収することが難しい場合を除く）。

※中古品は除きます。

※消費税及び地方消費税相当額は対象外です。

補助対象外経費

同一の年度において、国、他の地方公共団体、民間団体等から補助金等の交付を受けた又は受けようとする場合に重複する経費

6 補助率及び補助金額

補助率及び補助金額は、下表のとおりです。

補助率	補助対象経費の2分の1以内
補助金額	受講者1名当たり15万円（千円未満切捨て）上限

※補助金の交付は、1受講者につき通算1回限りです。

7 申請手続（提出書類、受付期間、提出方法）

提出書類

交付申請書（第1号様式）には、下表に掲げる書類が必要です。

交付申請書 提出時に必要な書類	
(1) 交付対象者であることを示す書類	
共通 … 講習の受講票（写し可） （出席確認の押印があるなど受講完了がわかるもの） ※交付申請時点で受講が完了していない場合は、実績報告までに受講完了のうえ、受講票（写し可）を提出してください。	
該 当 者 こ の 例	森林所有者 … 登記事項証明書、課税台帳、売買契約書、遺産分割協議書（それぞれ写し可） 等
	森林管理者 … 森林管理に関する委託契約書 等
	林業従事者 … 請負契約書 等個人で林業生産活動に従事することを証明する書類、在職証明書・労働条件通知書等林業事業体に勤務していることを証明する書類 等
※交付対象者の氏名や住所等の必要箇所以外はマスキング（見えないように）処理していただいて構いません。（金額や相手方、労働条件等）	
(2) 見積書又は購入予定金額が分かる書類の写し	
例) 見積書、購入予定のウェブサイトの画面を印刷したもの 等	

(3) 購入する安全対策物品等の仕様が分かる書類の写し 例) カタログ、購入予定のウェブサイトの画面を印刷したもの 等	
(4)	林業事業体以外の場合 誓約書兼同意書 (第1号様式別紙1)
	林業事業体の場合 受講者一覧兼誓約書兼同意書 (第1号様式別紙2)

交付申請書の受付期間

受付期間	令和6年12月23日(月) ~令和7年2月28日(金) 17時(必着)
------	--

提出方法

提出方法	郵送の場合	下記まで郵送してください。 <宛名> 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市産業観光局農林振興室林業振興課 兼近・中川 宛
	メールの場合	下記アドレスにPDFファイルで御提出ください。 <Eメール送り先> ringyosinko@city.kyoto.lg.jp

※提出書類は返却いたしませんので、控えを取り、保管いただきますようお願いします。

8 審査及び結果の通知

補助金交付申請書(第1号様式)の内容を審査のうえ、補助金交付の可否を決定し、文書により結果を通知します。

9 計画の変更、計画の中止・廃止

計画の変更

交付決定を受けた本事業の内容等の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合は、変更承認申請書(第3号様式)を提出し、市長の承認を受けてください。

(軽微な変更とは…補助対象経費が3割以内の増減、かつ補助金額の3割以内の減額で、
補助目的に変更がないもの)

計画の中止・廃止

交付決定を受けた本事業の中止又は廃止をしようとする場合は、中止・廃止承認申請書(第4号様式)を提出し、市長の承認を受けてください。

(中止…計画の見直し等により、事業を一時的に停止すること。
廃止…事業そのものを取りやめること。)

10 事業完了及び補助金の支払（実績報告書の提出・補助金の支払）

実績報告書の提出

- (1) 事業完了日から起算して14日を経過した日、又は令和7年3月25日（火）のいずれか早い日までに、実績報告書兼請求書（第5号様式）を御提出ください。
（郵送又はEメールによる御提出をお願いします。）
- (2) 実績報告書兼請求書には、次の書類が必要です。

実績報告書兼請求書 提出時に必要な書類
(1) 購入した安全対策物品等が確認できる写真 ※購入した物品全ての写真を提出してください。 ※現像やプリントした写真は台紙に貼ってください。 データの場合は、ワード等に配置してください。
(2) 補助事業に要した費用の内訳がわかる資料 ※総額ではなく、品目ごとの費用が記載されているもの
(3) 補助事業に要した費用の支出を証する領収書等の写し
(4) 振込口座の通帳の写し ※銀行名、支店名、講座種別（普通、当座等）、口座番号、口座名義人（漢字、カタカナ）が確認できるもの
(林業事業体の場合) (5) 受講者一覧兼誓約書兼同意書 ※交付申請時に提出した場合も再度提出が必要です。
(交付申請時点で受講が完了していなかった場合) (6) 講習の受講票（写し可）

※書類の提出がない場合は、当該経費については補助対象外となりますので、書類の整備・保管は必ず行ってください。

※領収書等の日付が、令和7年3月26日（水）以降となるものは、補助対象外となりますので御注意ください。

※補助対象経費等については、P.2～3「5 補助対象経費等」を御確認下さい。

完了検査及び補助金の支払

事業内容が交付決定通知に適合していると判断したものについて、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を支払います。（交付決定額から減額される場合があります。）

11 補助金交付決定後の責務等（アンケート、取得財産の取扱）

アンケート

利用状況等に関するアンケートを実施する場合がありますので、御協力をお願いします。

取得財産の取扱い

- (1) 本事業により取得した安全対策物品等（以下「取得物品等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければなりません。
- (2) 取得価格又は効用の増加価格が単価5万円以上の取得物品等については、取得物品等管理台帳を備えなければなりません。また、一定期間（※）は市長の承認を得ずに処分（売却、廃棄等）できません。
- ※チェーンソー、刈払機は5年間です。その他の物品についてはお問合せ下さい。

問合せ先、申請書等の提出先

組織名	京都市産業観光局農林振興室林業振興課 (担当：兼近、中川)
所在地	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488
連絡先	Eメール：ringyosinko@city.kyoto.lg.jp 電 話：075-222-3346 F A X：075-221-1253